平成３０年（フ）第８号
長崎県五島市小泊町12番地１
債務者　藤盛ミユキ
１　決定年月日時　平成30年６月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成３０年（フ）第３４５号
仙台市青葉区栗生２丁目３番地の２
債務者　太田　愛美
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第６９号
滋賀県彦根市栄町２丁目５番５号
債務者　山本　敏子
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第２３２号
兵庫県赤穂市東有年1441番地281
債務者　竹田　秀美
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２３６号
兵庫県姫路市白浜町甲271番地７　フローラル白浜Ａ203号
債務者　岡部　由美
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第３６５号
広島県廿日市市宮園５丁目６番地１
債務者　川本　和三
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８３号
広島市佐伯区河内南１丁目12番19号
債務者　佐藤　啓子（旧姓槌谷）
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６８６号
福岡市博多区三筑１丁目１番25号
債務者　村上　千加
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６９０号
福岡市東区香椎２丁目21番31―105号
債務者　友永　鈴音（旧姓林）
１　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７５６号
福岡市中央区荒戸２丁目５番30―101号
債務者　神之門修一
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７８３号
福岡市城南区別府３丁目14番26―308号
債務者　平　宗一郎
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８１１号
福岡市中央区平尾２丁目15番16―605号
債務者　中山　梨江
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８１４号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東１丁目７番18号　レオパレス柚の木109号
債務者　小副川慶子
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８４１号
福岡市早良区早良７丁目28番１号
債務者　浦野　　啓
１　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８６３号
福岡市東区香椎照葉１丁目３番５―404号
債務者　志岐　滉太
１　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８６８号
福岡市東区香椎浜１丁目２番６―103号
債務者　佐々木美千代
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１１号
長崎県対馬市美津島町鶏知乙500番地13
債務者　山下　高広
１　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
鹿児島県出水市中央町361　重森廣志方，住民票上の住所鹿児島県出水市境町1451番地Ａ棟
債務者　杦　　優
１　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係